

要望書

平成 27 年 6 月 25 日

総務大臣

高市 早苗 殿

情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会 主査

東海 幹夫 殿

KDD I 株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

ソフトバンクモバイル株式会社

代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

D S L 事業者協議会

会長 三須 久

(五十音順)

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会 「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」 答申(平成 26 年 12 月 18 日)を受け、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会において本年夏頃の答申に向け議論されている「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について、別紙のとおり要望致します。

## 1. はじめに

平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、「世界最高水準の IT 利活用社会の実現」が政策目標として掲げられたことを踏まえ、平成 26 年 2 月より、情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会においてその実現に向けた検討が進められました。

その検討の結果、平成 26 年 12 月、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」において、世界最高水準の IT 社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るための ICT 基盤の在り方について具体的方針が示されています。

特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTH 等の超高速ブロードバンドが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、その普及促進が主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示され、本年 2 月より夏頃の答申に向け、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下、「本委員会」といいます。)において議論がなされているところです。

FTTH 普及促進のためには、各社が多様なサービスを提供可能な「接続」において、公正な事業者間競争を実現し競争を活性化することで、低迷する利用率の向上を図ることが必要と考えます。弊社共としても、事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上に貢献したいと考えます。

## 2. FTTH 市場の現状と課題

我が国における超高速ブロードバンドの整備率は 99%に達するものの、普及率は約 51%(平成 26 年 3 月末)に低迷し、契約者数の伸び率は鈍化傾向にあります。そのような中で、FTTH 市場において東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、「NTT 東日本殿」と「NTT 西日本殿」を併せて「NTT 東西殿」といいます。)は 71%(平成 26 年 9 月末)の高いシェアを維持し続けています。また、NTT 東西殿が敷設済みの光ファイバの利用率は半分程度にとどまっており、NTT 東西殿のファイバの利用促進、新規参入促進により普及率向上を図ることが喫緊の課題となっています。

これまで、FTTH 市場における「接続」の形態でのサービス提供については、NTT 東西殿の加入光ファイバ接続料が芯線単位で設定されており、かつ同一の芯線に収容できる利用者は、NTT 東西殿が設定した光配線区画内に限られ、またその光配線区画内の利用者が少ない(収容対象となる戸建は実質的に 20~30 世帯程度)ことから、特に、新規参入事業者にとって採算が取れるレベルまで 1 芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困難な構造となっている、といった指摘がなされてきました。

平成 24 年 3 月 29 日の情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申(以下、「第二次答申」といいます。)は、こうした状況への対処として N T T 東西殿から提案された光配線区画の見直しを、「収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」と位置付け、既存の光配線区画の見直し及び接続事業者向け光配線区画の新設とその補完的措置としてのエントリーメニューの導入という施策を講じることとされました。

しかしながら、光配線区画の見直しは、既存の光配線区画の統合実績が N T T 東日本殿で約 0.9%、N T T 西日本殿で約 3.1%(共に平成 26 年 9 月時点)とごく僅かに留まっており、接続事業者向け光配線区画の新設についても、システム開発費 43 億(N T T 東日本殿概算)の追加負担が必要となるため利用実績はありません。また、補完的措置のエントリーメニューも未だ利用実績はなく、本委員会においても、第二次答申を受けた競争促進施策が全く効果を上げていないことは確認されたところです。

### 3. FTTH の普及促進策

平成 27 年 2 月より開始された本委員会議論においては、第二次答申後の取組が実質的な効果を上げていないことを踏まえ、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題への代替策及び公正な競争環境を整備するための方策として、加入光ファイバ接続料の料金体系を光配線区画に依存しにくい料金体系に見直す提案が事業者からなされました。

一方、N T T 東西殿は、減価償却方法の定率法から定額法への見直しや分岐端末回線のコスト把握の精緻化を表明した上で、新規需要増を前提とした平成 31 年度の接続料低廉化目標水準を示すことにより、接続料体系の見直しは不要と主張しました。しかしながら、N T T 東西殿の提案には、下記の問題があると考えます。

#### ① 「接続制度・政策の在り方」の範囲外の措置であり、効果の保証が得られないこと

N T T 東西殿の提案は、企業経営上の判断(裁量)の結果としての会計方法の変更に伴うものであり、その実施については制度的拘束力を伴うものではなく、示された効果(接続料の低廉化)は何ら確約・保証されたものではありません。本委員会においては、適切なコスト負担と料金算定に係る課題の解決を N T T 東西殿の裁量に委ねるのではなく、制度的安定性を伴う措置としての最適な算定方法について検討していくことが必要と考えます。

#### ② 収容率格差は解消せず、競争事業者と圧倒的なシェアを持つ N T T 東西殿との公平性は担保されないこと

FTTH サービスの競争阻害要因である光配線区画に起因した事業者間の 1 ユーザ当たりのコスト負担に係る問題は解消されず、新規参入や事業者間競争の促進効果は期待できません。また、接続料水準の予測が新規需要拡大を前提としているため、新規参入や事業者間競争が促進されなければ、接続料の低廉化自体実現困難です。

- ③ 「サービス卸」と比較して「接続」が不利となる条件は変わらず、公正競争が期待できないこと

本委員会議論においても、利用者1人当たりの接続料相当額が「サービス卸」の卸料金を上回ると、「接続」の形態による新規参入を思いとどませる効果がある、という指摘がなされていますが、仮に接続料体系の見直しが行われず、光配線区画に起因した1ユーザ当たりのコスト負担に係る問題が解消されなければ、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料負担が割高となり、「接続」により事業展開するメリットはなくなります。結果、「サービス卸」のみが促進され、NTTフレッツの独占性が高まり、NTT東西殿と接続事業者との間の収容率格差は拡大し、「接続」での参入はより一層困難となります。

したがって、「事業者間の競争を促進することによってFTTHの更なる高度化・サービス多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という本委員会の本来の目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、政策的措置としての接続料体系見直しを適切に行うことが必要であると考えます。

今回、追加の本委員会ヒアリングにおいてNTT東西殿より示された新たな提案に一方的に依拠した結論を拙速に得ることのないよう、政策的観点からの議論を十分に尽くして頂きたいと考えます。

#### 4. 要望事項

2020年代に向け世界最高水準のIT社会を実現するためには、今後4K/8Kといった大容量のリッチコンテンツを支えるFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率を向上させることが必要です。そのために、事業者が多様なサービスを提供できる「接続」において、事業者間の公正な競争環境を整備する競争政策を導入して頂きたいと考えます。

接続を通じた競争の障壁となっている光配線区画に起因した事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担に係る問題を解消するため、加入光ファイバ接続料の料金体系の見直しを実現頂くよう要望致します。

また、今後の審議について下記の通り要望致します。

- ① 6月26日に開催予定の本委員会においては、NTT東西殿提案と接続事業者提案の両論を併記し、真に競争促進に資する政策についての議論を継続いただくこと
- ② ①の結論を得るまで、諮問の際に示された本年夏頃の答申時期にこだわらず、議論を尽くしていただくこと

以上